



福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

要支援
1・2

要介護
1～5

対象となる福祉用具

- ① 車いす
- ② 車いす付属品（電動補助装置など）
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品（サイドレールなど）
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり（工事をともなわないもの）
- ⑧ スロープ（工事をともなわないもの）
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ⑬ 自動排泄処理装置



※①～⑥、⑪、⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。

※⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。

特定福祉用具販売

申請が必要です

県などの指定を受けた事業者から福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援
1・2

要介護
1～5

対象となる福祉用具

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部分
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器

令和6年4月から

- スロープ（工事をともなわないもの）
- 歩行器
- 歩行補助つえ（一部を除く）

が、追加されました。